

○総務省告示第二百七十号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第二百二条第一項の規定に基づき、平成五年郵政省告示第三百七十号（無線局運用規則第二百二条第一項の規定により漁業局の通信時間割を定める件）の一部を次のように改正する。

令和元年十一月二十六日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

略 号	略 号								
<p>[1 略]</p> <p>2 A1A1,660kHzの電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>海岸局名</td> <td>通信時間</td> </tr> <tr> <td>根室</td> <td>0000～2400</td> </tr> </table>	海岸局名	通信時間	根室	0000～2400	<p>[1 同左]</p> <p>2 A1A1,660kHzの電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>海岸局名</td> <td>通信時間</td> </tr> <tr> <td>根室、函館、小樽及び小木</td> <td>0000～2400</td> </tr> </table>	海岸局名	通信時間	根室、函館、小樽及び小木	0000～2400
海岸局名	通信時間								
根室	0000～2400								
海岸局名	通信時間								
根室、函館、小樽及び小木	0000～2400								
<p>[3 略]</p> <p>4 J3E1,693kHzの電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>海岸局名</td> <td>通信時間</td> </tr> <tr> <td>小木</td> <td>0000～2400</td> </tr> </table>	海岸局名	通信時間	小木	0000～2400	<p>[3 同左]</p> <p>4 J3E1,693kHzの電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>海岸局名</td> <td>通信時間</td> </tr> <tr> <td>小浜、小木及び新潟</td> <td>0000～2400</td> </tr> </table>	海岸局名	通信時間	小浜、小木及び新潟	0000～2400
海岸局名	通信時間								
小木	0000～2400								
海岸局名	通信時間								
小浜、小木及び新潟	0000～2400								
<p>5 A1A1,697.5kHzの電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>海岸局名</td> <td>通信時間</td> </tr> <tr> <td>茨城県及び千葉県</td> <td>0000～2400</td> </tr> </table>	海岸局名	通信時間	茨城県及び千葉県	0000～2400	<p>5 A1A1,697.5kHzの電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>海岸局名</td> <td>通信時間</td> </tr> <tr> <td>茨城県、千葉県及び三崎</td> <td>0000～2400</td> </tr> </table>	海岸局名	通信時間	茨城県、千葉県及び三崎	0000～2400
海岸局名	通信時間								
茨城県及び千葉県	0000～2400								
海岸局名	通信時間								
茨城県、千葉県及び三崎	0000～2400								
<p>6 J3E1,699kHzの電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>海岸局名</td> <td>通信時間</td> </tr> <tr> <td>稚内、紋別、網走、根室、釧路、余市及び小樽</td> <td>0000～2400</td> </tr> </table>	海岸局名	通信時間	稚内、紋別、網走、根室、釧路、余市及び小樽	0000～2400	<p>6 J3E1,699kHzの電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>海岸局名</td> <td>通信時間</td> </tr> <tr> <td>稚内、紋別、網走、根室、厚岸、釧路、広尾、日高、函館、余市、小樽及び留萌</td> <td>0000～2400</td> </tr> </table>	海岸局名	通信時間	稚内、紋別、網走、根室、厚岸、釧路、広尾、日高、函館、余市、小樽及び留萌	0000～2400
海岸局名	通信時間								
稚内、紋別、網走、根室、釧路、余市及び小樽	0000～2400								
海岸局名	通信時間								
稚内、紋別、網走、根室、厚岸、釧路、広尾、日高、函館、余市、小樽及び留萌	0000～2400								
<p>7 J3E1,702kHzの電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>海岸局名</td> <td>通信時間</td> </tr> <tr> <td>宮津及び香住</td> <td>0000～2400</td> </tr> </table>	海岸局名	通信時間	宮津及び香住	0000～2400	<p>7 J3E1,702kHzの電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>海岸局名</td> <td>通信時間</td> </tr> <tr> <td>和歌山県、宮津及び香住</td> <td>0000～2400</td> </tr> </table>	海岸局名	通信時間	和歌山県、宮津及び香住	0000～2400
海岸局名	通信時間								
宮津及び香住	0000～2400								
海岸局名	通信時間								
和歌山県、宮津及び香住	0000～2400								
<p>8 J3E1,722kHzの電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>海岸局名</td> <td>通信時間</td> </tr> <tr> <td>油津及び鹿児島県</td> <td>0000～2400</td> </tr> </table>	海岸局名	通信時間	油津及び鹿児島県	0000～2400	<p>8 J3E1,722kHzの電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>海岸局名</td> <td>通信時間</td> </tr> <tr> <td>白杵、島野浦、油津、鹿児島県及び熊本県</td> <td>0000～2400</td> </tr> </table>	海岸局名	通信時間	白杵、島野浦、油津、鹿児島県及び熊本県	0000～2400
海岸局名	通信時間								
油津及び鹿児島県	0000～2400								
海岸局名	通信時間								
白杵、島野浦、油津、鹿児島県及び熊本県	0000～2400								
<p>9 J3E1,725kHzの電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>海岸局名</td> <td>通信時間</td> </tr> <tr> <td>釜石</td> <td>0000～2400</td> </tr> </table>	海岸局名	通信時間	釜石	0000～2400	<p>9 J3E1,725kHzの電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>海岸局名</td> <td>通信時間</td> </tr> <tr> <td>宮古</td> <td>0000～2400</td> </tr> </table>	海岸局名	通信時間	宮古	0000～2400
海岸局名	通信時間								
釜石	0000～2400								
海岸局名	通信時間								
宮古	0000～2400								
<p>[10 略]</p> <p>11 J3E1,738.5kHzの電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>海岸局名</td> <td>通信時間</td> </tr> <tr> <td>青森県、福島県、酒田及び男鹿</td> <td>0000～2400</td> </tr> </table>	海岸局名	通信時間	青森県、福島県、酒田及び男鹿	0000～2400	<p>[10 同左]</p> <p>11 J3E1,738.5kHzの電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>海岸局名</td> <td>通信時間</td> </tr> <tr> <td>青森県、宮城県、いわき、酒田及び男鹿</td> <td>0000～2400</td> </tr> </table>	海岸局名	通信時間	青森県、宮城県、いわき、酒田及び男鹿	0000～2400
海岸局名	通信時間								
青森県、福島県、酒田及び男鹿	0000～2400								
海岸局名	通信時間								
青森県、宮城県、いわき、酒田及び男鹿	0000～2400								
<p>[12 略]</p> <p>13 J3E1,768.5kHzの電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>海岸局名</td> <td>通信時間</td> </tr> <tr> <td>仙崎、JFしまね及び鳥取県</td> <td>0000～2400</td> </tr> </table>	海岸局名	通信時間	仙崎、JFしまね及び鳥取県	0000～2400	<p>[12 同左]</p> <p>13 J3E1,768.5kHzの電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>海岸局名</td> <td>通信時間</td> </tr> <tr> <td>仙崎、浜田及び鳥取県</td> <td>0000～2400</td> </tr> </table>	海岸局名	通信時間	仙崎、浜田及び鳥取県	0000～2400
海岸局名	通信時間								
仙崎、JFしまね及び鳥取県	0000～2400								
海岸局名	通信時間								
仙崎、浜田及び鳥取県	0000～2400								
<p>14 J3E1,775kHzの電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>海岸局名</td> <td>通信時間</td> </tr> <tr> <td>長崎県</td> <td>0000～2400</td> </tr> </table>	海岸局名	通信時間	長崎県	0000～2400	<p>14 J3E1,775kHzの電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>海岸局名</td> <td>通信時間</td> </tr> <tr> <td>唐津及び長崎県</td> <td>0000～2400</td> </tr> </table>	海岸局名	通信時間	唐津及び長崎県	0000～2400
海岸局名	通信時間								
長崎県	0000～2400								
海岸局名	通信時間								
唐津及び長崎県	0000～2400								
<p>15 J3E1,778.5kHzの電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。</p>	<p>15 J3E1,778.5kHzの電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。</p>								

海岸局名	通信時間
<u>牟岐</u>	0000～2400
16 J 3 E1, 782 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
仙崎、 <u>J F しまね</u> 及び鳥取県	0000～2400
[17 略]	
18 J 3 E1, 788.5 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
<u>対馬</u> 及び長崎県	0000～2400
[削る]	
19 A 1 A2, 037.5 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
<u>静岡県</u>	0000～2400
[削る]	
20 A 1 A2, 047.5 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
<u>釜石、福島県、茨城県</u> 及び千葉県	0000～2400
21 A 1 A2, 060 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
<u>根室</u> 及び長崎県	0000～2400
22 A 1 A2, 065 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
<u>室戸、油津</u> 及び鹿児島県	0000～2400
23 J 3 E2, 102 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
<u>釜石</u> 及び大船渡	0000～2400
24 J 3 E2, 105 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
<u>静岡県</u> 及び豊浜	0000～2400
25～28 [略]	
29 J 3 E2, 160 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
<u>稚内</u> 及び網走	0000～2400

海岸局名	通信時間
<u>牟岐及び深浦</u>	0000～2400
16 J 3 E1, 782 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
仙崎、 <u>浜田</u> 及び鳥取県	0000～2400
[17 同左]	
18 J 3 E1, 788.5 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
<u>唐津、対馬</u> 及び長崎県	0000～2400
19 A 1 A2, 030 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
<u>香住</u>	0000～2400
20 A 1 A2, 037.5 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
<u>静岡県</u> 及び三重県	0000～2400
21 A 1 A2, 042.5 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
<u>小木</u>	0000～2400
22 A 1 A2, 047.5 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
<u>青森県、宮古、釜石、大船渡、宮城県、茨城県</u> 及び千葉県	0000～2400
23 A 1 A2, 060 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
<u>紋別、網走、根室、釧路、函館、小樽、長崎</u> 及び新潟	0000～2400
24 A 1 A2, 065 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
<u>和歌山県、牟岐、室戸、深浦、油津</u> 及び鹿児島県	0000～2400
25 J 3 E2, 102 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
<u>宮古、大槌、釜石</u> 及び大船渡	0000～2400
26 J 3 E2, 105 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
<u>静岡県、豊浜</u> 及び三重県	0000～2400
27～30 [同左]	
31 J 3 E2, 160 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
<u>稚内、網走</u> 及び <u>広尾</u>	0000～2400

30 [略]

31 J 3 E2, 164 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
長崎県	0000～2400

32 J 3 E2, 202 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
小木	0000～2400

33 J 3 E2, 205 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
茨城県、千葉県、三崎、東京及び父島	0000～2400

34 J 3 E2, 215 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
仙崎、J F しまね、鳥取県及び沖縄県	0000～2400

35 J 3 E2, 232 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
宮津及び香住	0000～2400

36 J 3 E2, 235 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
福島県	0000～2400

37 [略]

38 J 3 E2, 273.5 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
青森県	0000～2400

39 [略]

40 A 1 A2, 297.5 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
福島県	0000～2400

41 J 3 E2, 302 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
静岡県及び豊浜	0000～2400

42 J 3 E2, 305 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
余市	0000～2400

43 A 1 A2, 335 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
静岡県	0000～2400

44 J 3 E2, 340 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

32 [同左]

33 J 3 E2, 164 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
唐津及び長崎県	0000～2400

34 J 3 E2, 202 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
小浜、小木及び新潟	0000～2400

35 J 3 E2, 205 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
茨城県、千葉県、三崎、大島、八丈島及び父島	0000～2400

36 J 3 E2, 215 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
仙崎、浜田、鳥取県及び沖縄県	0000～2400

37 J 3 E2, 232 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
和歌山県、宮津及び香住	0000～2400

38 J 3 E2, 235 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
宮城県	0000～2400

39 [同左]

40 J 3 E2, 273.5 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
青森県及び大槌	0000～2400

41 [同左]

42 A 1 A2, 297.5 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
青森県及び宮城県	0000～2400

43 J 3 E2, 302 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
静岡県、豊浜及び三重県	0000～2400

44 J 3 E2, 305 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
厚岸及び留萌	0000～2400

45 A 1 A2, 335 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
静岡県及び三重県	0000～2400

46 J 3 E2, 340 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
釧路及び根室	0000～2400
45 A 1 A2, 345 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
根室	0000～2400
46 A 1 A2, 350 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
福島県、茨城県及び千葉県	0000～2400
47 [略]	
48 J 3 E2, 375 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
紋別及び小樽	0000～2400
49 J 3 E2, 430 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
稚内、余市、根室、青森県、男鹿、酒田、大船渡、釜石、 小木、香住、宮津、J F しまね、鳥取県及び対馬	0000～2400
50 J 3 E2, 442 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
油津及び鹿児島県	0000～2400
51 [略]	
52 J 3 E2, 450 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
釧路	0000～2400
53 A 1 A2, 480 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
油津及び鹿児島県	0000～2400
54 J 3 E2, 520 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
千葉県、三崎、父島及び東京	0000～2400
55 J 3 E2, 555 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
香住及び根室	0000～2400
56 J 3 E2, 582 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
牟岐及び室戸	0000～2400
57 J 3 E2, 585 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	

海岸局名	通信時間
釧路、広尾、根室、厚岸及び日高	0000～2400
47 A 1 A2, 345 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
稚内、紋別、網走、根室及び釧路	0000～2400
48 A 1 A2, 350 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
青森県、宮城県、いわき、茨城県、千葉県及び三崎	0000～2400
49 [同左]	
50 J 3 E2, 375 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
紋別、日高及び小樽	0000～2400
51 J 3 E2, 430 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
稚内、釧路、広尾、小樽、余市、留萌、根室、厚岸、函館、 日高、青森県、男鹿、酒田、大船渡、宮古、釜石、大槌、新 潟、小木、小浜、香住、宮津、浜田、鳥取県、唐津及び対馬	0000～2400
52 J 3 E2, 442 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
臼杵、島野浦、油津、鹿児島県及び熊本県	0000～2400
53 [同左]	
54 J 3 E2, 450 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
釧路及び広尾	0000～2400
55 A 1 A2, 480 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
臼杵、深浦、油津及び鹿児島県	0000～2400
56 J 3 E2, 520 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
千葉県、三崎、大島、八丈島及び父島	0000～2400
57 J 3 E2, 555 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
香住	0000～2400
58 J 3 E2, 582 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
牟岐、深浦及び室戸	0000～2400
59 J 3 E2, 585 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	

海岸局名	通信時間
福島県及び沖縄県	0000～2400
58 J 3 E2, 647 kHz の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
福島県	0000～2400
59 J 3 E2, 650 kHz の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
小木	0000～2400
60 J 3 E2, 720 kHz の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
余市	0000～2400
61 A 1 A2, 745 kHz の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
釜石及び福島県	0000～2400
62 J 3 E2, 832 kHz の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
福島県 [削る]	0000～2400
63 A 1 A3, 190 kHz の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
根室	0000～2400
64 A 1 A3, 235 kHz の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
福島県 [削る]	0000～2400
65 A 1 A3, 251.5 kHz の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
静岡県	0000～2400
66 A 1 A3, 264 kHz の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
室戸、油津及び鹿児島県	0000～2400
67 J 3 E3, 302 kHz の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間

海岸局名	通信時間
いわき及び沖縄県	0000～2400
60 J 3 E2, 647 kHz の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
いわき	0000～2400
61 J 3 E2, 650 kHz の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
小浜、小木及び新潟	0000～2400
62 J 3 E2, 720 kHz の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
日高、函館及び余市	0000～2400
63 A 1 A2, 745 kHz の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
青森県、釜石、大船渡、いわき及び宮城県	0000～2400
64 J 3 E2, 832 kHz の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
宮城県	0000～2400
65 A 1 A3, 188 kHz の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
長崎県	0000～2400
66 A 1 A3, 190 kHz の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
根室、釧路、函館及び小樽	0000～2400
67 A 1 A3, 235 kHz の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
大船渡及び宮城県	0000～2400
68 A 1 A3, 242.5 kHz の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
稚内、紋別、函館及び新潟	0000～2400
69 A 1 A3, 251.5 kHz の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
静岡県及び三重県	0000～2400
70 A 1 A3, 264 kHz の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
和歌山県、牟岐、室戸、深浦、臼杵、油津及び鹿児島県	0000～2400
71 J 3 E3, 302 kHz の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間

釧路、根室、青森県、釜石、福島県、大船渡、千葉県、茨城県及び静岡県	0000～2400
68 A 1 A3, 317.5 kHz の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
釜石及び福島県	0000～2400
69 J 3 E3, 340 kHz の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
牟岐及び室戸	0000～2400
70 A 1 A3, 347.5 kHz の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
茨城県及び千葉県	0000～2400
[削る]	
71 A 1 A3, 700 kHz の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
室戸及び鹿児島県	0000～2400
72 J 3 E4, 065 kHz 又は4,357 kHz の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
仙崎、JFしまね、鳥取県、香住、宮津及び小木	0000～2400
73 J 3 E4, 068 kHz 又は4,360 kHz の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
茨城県、千葉県、東京、静岡県、牟岐及び室戸	0000～2400
74 J 3 E4, 074 kHz 又は4,366 kHz の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
稚内、紋別、網走、根室、釧路及び余市	0000～2400
75 J 3 E4, 095 kHz 又は4,387 kHz の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
油津、鹿児島県、長崎県及び沖縄県	0000～2400
76 J 3 E4, 101 kHz 又は4,393 kHz の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
茨城県、千葉県、東京、静岡県、牟岐及び室戸	0000～2400
77 J 3 E4, 110 kHz 又は4,402 kHz の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間

釧路、厚岸、青森県、大槌、釜石、宮古、いわき、大船渡、宮城県、千葉県及び茨城県	0000～2400
72 A 1 A3, 317.5 kHz の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
青森県、釜石、いわき及び宮城県	0000～2400
73 J 3 E3, 340 kHz の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
深浦及び室戸	0000～2400
74 A 1 A3, 347.5 kHz の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
茨城県、千葉県及び三崎	0000～2400
75 A 1 A3, 612.5 kHz の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
小樽	0000～2400
76 A 1 A3, 700 kHz の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
和歌山県、牟岐、室戸、深浦及び鹿児島県	0000～2400
77 J 3 E4, 065 kHz 又は4,357 kHz の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
仙崎、浜田、鳥取県、香住、宮津、小浜、小木及び新潟	0000～2400
78 J 3 E4, 068 kHz 又は4,360 kHz の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
茨城県、千葉県、三崎、八丈島、静岡県、三重県、和歌山県、牟岐、室戸及び深浦	0000～2400
79 J 3 E4, 074 kHz 又は4,366 kHz の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
稚内、紋別、網走、根室、厚岸、釧路、広尾、日高、函館、余市、小樽及び留萌	0000～2400
80 J 3 E4, 095 kHz 又は4,387 kHz の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
臼杵、油津、鹿児島県、熊本県、長崎県、唐津及び沖縄県	0000～2400
81 J 3 E4, 101 kHz 又は4,393 kHz の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
茨城県、千葉県、三崎、八丈島、静岡県、三重県、和歌山県、牟岐、室戸及び深浦	0000～2400
82 J 3 E4, 110 kHz 又は4,402 kHz の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間

	油津、鹿児島県、長崎県及び沖縄県	0000～2400
78	J 3 E4, 113 k H z 又は4, 405 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
	海岸局名	通信時間
	仙崎、J F しまね、鳥取県、香住、宮津及び小木	0000～2400
79	J 3 E4, 119 k H z 又は4, 411 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
	海岸局名	通信時間
	青森県、釜石、大船渡、福島県、酒田及び男鹿	0000～2400
80	J 3 E4, 122 k H z 又は4, 414 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
	海岸局名	通信時間
	稚内、紋別、網走、根室、釧路、日高及び余市	0000～2400
81	J 3 E4, 128 k H z 又は4, 420 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
	海岸局名	通信時間
	青森県、釜石、大船渡、福島県、酒田及び男鹿	0000～2400
82	A 1 A4, 188 k H z、4, 190 k H z 又は4, 278. 5 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
	海岸局名	通信時間
	静岡県及び室戸	0000～2400
83	A 1 A4, 196 k H z 又は4, 247 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
	海岸局名	通信時間
	釜石及び福島県	0000～2400
	[削る]	
84	[略]	
85	A 1 A4, 188 k H z、4, 190 k H z 又は4, 344. 5 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
	海岸局名	通信時間
	茨城県及び千葉県	0000～2400
	[削る]	

	臼杵、油津、鹿児島県、熊本県、長崎県、唐津及び沖縄県	0000～2400
83	J 3 E4, 113 k H z 又は4, 405 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
	海岸局名	通信時間
	仙崎、浜田、鳥取県、香住、宮津、小浜、小木及び新潟	0000～2400
84	J 3 E4, 119 k H z 又は4, 411 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
	海岸局名	通信時間
	青森県、宮古、大槌、釜石、大船渡、宮城県、いわき、酒田及び男鹿	0000～2400
85	J 3 E4, 122 k H z 又は4, 414 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
	海岸局名	通信時間
	稚内、紋別、網走、根室、厚岸、釧路、広尾、日高、函館、余市、小樽及び留萌	0000～2400
86	J 3 E4, 128 k H z 又は4, 420 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
	海岸局名	通信時間
	青森県、宮古、大槌、釜石、大船渡、宮城県、いわき、酒田及び男鹿	0000～2400
87	A 1 A4, 188 k H z、4, 190 k H z 又は4, 278. 5 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
	海岸局名	通信時間
	静岡県、三重県、牟岐、室戸及び深浦	0000～2400
88	A 1 A4, 196 k H z 又は4, 247 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
	海岸局名	通信時間
	青森県、釜石、宮城県及びいわき	0000～2400
89	A 1 A4, 198. 5 k H z 又は4, 310 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
	海岸局名	通信時間
	稚内、釧路、函館及び小樽	0000～2400
90	[同左]	
91	A 1 A4, 188 k H z、4, 190 k H z 又は4, 344. 5 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
	海岸局名	通信時間
	茨城県、千葉県、三崎及び和歌山県	0000～2400
92	F 1 B4, 172. 5 k H z、4, 175. 5 k H z、4, 210. 5 k H z 又は4, 213. 5 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
	海岸局名	通信時間
	釧路、小樽、宮城県及び三崎	0000～2400



86 A 1 A6, 285 k H z、6, 296. 5 k H z 又は6, 363. 5 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
静岡県及び室戸	0000～2400

87 A 1 A6, 294 k H z 又は6, 495 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
釜石及び福島県	0000～2400

[削る]

88 A 1 A6, 289. 5 k H z 又は6, 421. 5 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
鹿児島県及び沖縄県	0000～2400

89 A 1 A6, 285 k H z、6, 296. 5 k H z 又は6, 500. 5 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
茨城県及び千葉県	0000～2400

[削る]

90 J 3 E8, 195 k H z 又は8, 719 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
茨城県、千葉県、静岡県、 <u>牟岐及び室戸</u>	0000～2400

91 J 3 E8, 207 k H z 又は8, 731 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
仙崎、 <u>J F しまね</u> 、鳥取県、香住、宮津及び <u>小木</u>	0000～2400

92 J 3 E8, 210 k H z 又は8, 734 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
稚内、紋別、網走、根室、 <u>釧路及び余市</u>	0000～2400

93 A 1 A6, 285 k H z、6, 296. 5 k H z 又は6, 363. 5 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
静岡県、三重県、 <u>牟岐及び室戸</u>	0000～2400

94 A 1 A6, 294 k H z 又は6, 495 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
青森県、釜石、 <u>いわき及び宮城県</u>	0000～2400

95 A 1 A6, 297. 5 k H z 又は6, 407. 5 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
稚内、釧路、函館及び小樽	0000～2400

96 A 1 A6, 290. 5 k H z 又は6, 421. 5 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
鹿児島県、 <u>長崎県及び沖縄県</u>	0000～2400

97 A 1 A6, 285 k H z、6, 296. 5 k H z 又は6, 500. 5 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
茨城県、千葉県、 <u>三崎及び和歌山県</u>	0000～2400

98 F 1 B6, 263 k H z、6, 271. 5 k H z、6, 314. 5 k H z 又は6, 322. 5 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
釧路、小樽、宮城県及び三崎	0000～2400

99 J 3 E8, 195 k H z 又は8, 719 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
茨城県、千葉県、 <u>三崎、静岡県、三重県、和歌山県、牟岐、室戸及び深浦</u>	0000～2400

100 J 3 E8, 207 k H z 又は8, 731 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
仙崎、 <u>浜田</u> 、鳥取県、香住、宮津、 <u>小浜、小木及び新潟</u>	0000～2400

101 J 3 E8, 210 k H z 又は8, 734 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
稚内、紋別、網走、根室、 <u>厚岸、釧路、広尾、日高、函館、余市及び小樽</u>	0000～2400

93 J 3 E8, 213 k H z 又は8, 737 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
仙崎、 <u>JFしまね</u> 、 <u>鳥取県</u> 、 <u>香住</u> 、 <u>宮津及び小木</u>	0000～2400

94 J 3 E8, 216 k H z 又は8, 740 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
<u>青森県</u> 、 <u>釜石</u> 、 <u>大船渡</u> 、 <u>福島県及び酒田</u>	0000～2400

95 J 3 E8, 219 k H z 又は8, 743 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
茨城県、 <u>千葉県</u> 、 <u>静岡県</u> 、 <u>牟岐及び室戸</u>	0000～2400

96 J 3 E8, 237 k H z 又は8, 761 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
<u>油津</u> 、 <u>鹿児島県</u> 、 <u>長崎県及び沖縄県</u>	0000～2400

97 J 3 E8, 249 k H z 又は8, 773 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
稚内、 <u>紋別</u> 、 <u>網走</u> 、 <u>根室</u> 、 <u>釧路及び余市</u>	0000～2400

98 J 3 E8, 261 k H z 又は8, 785 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
<u>油津</u> 、 <u>鹿児島県</u> 、 <u>長崎県及び沖縄県</u>	0000～2400

99 J 3 E8, 270 k H z 又は8, 794 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
<u>青森県</u> 、 <u>釜石</u> 、 <u>大船渡</u> 、 <u>福島県及び酒田</u>	0000～2400

100 A 1 A8, 343 k H z 、 8, 362 k H z 又は8, 508 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
<u>静岡県及び室戸</u>	0000～2400

101 A 1 A8, 349 k H z 又は8, 682 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
------	------

102 J 3 E8, 213 k H z 又は8, 737 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
仙崎、 <u>浜田</u> 、 <u>鳥取県</u> 、 <u>香住</u> 、 <u>宮津</u> 、 <u>小浜</u> 、 <u>小木及び新潟</u>	0000～2400

103 J 3 E8, 216 k H z 又は8, 740 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
<u>青森県</u> 、 <u>宮古</u> 、 <u>大槌</u> 、 <u>釜石</u> 、 <u>大船渡</u> 、 <u>宮城県</u> 、 <u>いわき及び酒田</u>	0000～2400

104 J 3 E8, 219 k H z 又は8, 743 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
茨城県、 <u>千葉県</u> 、 <u>三崎</u> 、 <u>静岡県</u> 、 <u>三重県</u> 、 <u>和歌山県</u> 、 <u>牟岐</u> 、 <u>室戸及び深浦</u>	0000～2400

105 J 3 E8, 237 k H z 又は8, 761 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
<u>臼杵</u> 、 <u>油津</u> 、 <u>鹿児島県</u> 、 <u>熊本県</u> 、 <u>長崎県及び沖縄県</u>	0000～2400

106 J 3 E8, 249 k H z 又は8, 773 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
稚内、 <u>紋別</u> 、 <u>網走</u> 、 <u>根室</u> 、 <u>厚岸</u> 、 <u>釧路</u> 、 <u>広尾</u> 、 <u>日高</u> 、 <u>函館</u> 、 <u>余市及び小樽</u>	0000～2400

107 J 3 E8, 261 k H z 又は8, 785 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
<u>臼杵</u> 、 <u>油津</u> 、 <u>鹿児島県</u> 、 <u>熊本県</u> 、 <u>長崎県及び沖縄県</u>	0000～2400

108 J 3 E8, 270 k H z 又は8, 794 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
<u>青森県</u> 、 <u>宮古</u> 、 <u>大槌</u> 、 <u>釜石</u> 、 <u>大船渡</u> 、 <u>宮城県</u> 、 <u>いわき及び酒田</u>	0000～2400

109 A 1 A8, 343 k H z 、 8, 362 k H z 又は8, 508 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
<u>静岡県</u> 、 <u>三重県</u> 、 <u>牟岐及び室戸</u>	0000～2400

110 A 1 A8, 349 k H z 又は8, 682 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
------	------

釜石及び福島県 0000～2400  
[削る]

102・103 [略]

104 A 1 A 8, 343 k H z、8, 362 k H z 又は8, 616 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
<u>茨城県及び千葉県</u>	0000～2400

[削る]

105 J 3 E 12, 305 k H z 又は13, 152 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
仙崎、鳥取県、香住及び小木	0000～2400

106 J 3 E 12, 233 k H z 又は13, 080 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
<u>根室及び釧路</u>	0000～2400

107 J 3 E 12, 242 k H z 又は13, 089 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
青森県、釜石及び福島県	0000～2400

108 J 3 E 12, 254 k H z 又は13, 101 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
<u>根室及び釧路</u>	0000～2400

109 J 3 E 12, 245 k H z 又は13, 092 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
仙崎、鳥取県、香住及び小木	0000～2400

110 J 3 E 12, 260 k H z 又は13, 107 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
------	------

青森県、釜石、いわき及び宮城県 0000～2400

111 A 1 A 8, 351. 5 k H z 又は8, 455 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
稚内、釧路、函館及び小樽	0000～2400

112・113 [同左]

114 A 1 A 8, 343 k H z、8, 362 k H z 又は8, 616 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
<u>茨城県、千葉県、三崎及び和歌山県</u>	0000～2400

115 F 1 B 8, 388 k H z、8, 390 k H z、8, 428 k H z 又は8, 430 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
釧路、小樽、宮城県及び三崎	0000～2400

116 J 3 E 12, 305 k H z 又は13, 152 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
仙崎、鳥取県、香住、小浜、小木及び新潟	0000～2400

117 J 3 E 12, 233 k H z 又は13, 080 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
<u>稚内、根室、厚岸、釧路、広尾、日高、函館、余市及び小樽</u>	0000～2400

118 J 3 E 12, 242 k H z 又は13, 089 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
青森県、釜石、いわき及び宮城県	0000～2400

119 J 3 E 12, 254 k H z 又は13, 101 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
<u>稚内、根室、厚岸、釧路、広尾、日高、函館、余市及び小樽</u>	0000～2400

120 J 3 E 12, 245 k H z 又は13, 092 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
仙崎、鳥取県、香住、小浜、小木及び新潟	0000～2400

121 J 3 E 12, 260 k H z 又は13, 107 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
------	------

茨城県、千葉県、静岡県、牟岐及び室戸 0000～2400

111 J 3 E 12, 272 k H z 又は13, 119 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
油津、 <u>鹿児島県</u> 、 <u>長崎県</u> 及び <u>沖縄県</u>	0000～2400

112 J 3 E 12, 293 k H z 又は13, 140 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
油津、 <u>鹿児島県</u> 、 <u>長崎県</u> 及び <u>沖縄県</u>	0000～2400

113 J 3 E 12, 299 k H z 又は13, 146 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
茨城県、千葉県、 <u>静岡県</u> 、 <u>牟岐及び室戸</u>	0000～2400

114 J 3 E 12, 317 k H z 又は13, 164 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
青森県、 <u>釜石及び福島県</u>	0000～2400

115 A 1 A 12, 423 k H z 、12, 444 k H z 又は12, 811. 5 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
<u>静岡県</u> 及び <u>室戸</u>	0000～2400

116 A 1 A 12, 429 k H z 又は12, 858 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
<u>釜石及び福島県</u>	0000～2400

[削る]

117 A 1 A 12, 426 k H z 又は12, 880 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
<u>沖縄県</u>	0000～2400

118 A 1 A 12, 436 k H z 又は12, 704. 5 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

茨城県、千葉県、三崎、静岡県、三重県、和歌山県、牟岐、室戸及び深浦 0000～2400

122 J 3 E 12, 272 k H z 又は13, 119 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
臼杵、油津、 <u>鹿児島県</u> 、 <u>熊本県</u> 、 <u>長崎県</u> 及び <u>沖縄県</u>	0000～2400

123 J 3 E 12, 293 k H z 又は13, 140 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
臼杵、油津、 <u>鹿児島県</u> 、 <u>熊本県</u> 、 <u>長崎県</u> 及び <u>沖縄県</u>	0000～2400

124 J 3 E 12, 299 k H z 又は13, 146 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
茨城県、千葉県、 <u>三崎</u> 、 <u>静岡県</u> 、 <u>三重県</u> 、 <u>和歌山県</u> 、 <u>牟岐</u> 、 <u>室戸</u> 及び <u>深浦</u>	0000～2400

125 J 3 E 12, 317 k H z 又は13, 164 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
青森県、 <u>釜石</u> 、 <u>いわき</u> 及び <u>宮城県</u>	0000～2400

126 A 1 A 12, 423 k H z 、12, 444 k H z 又は12, 811. 5 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
<u>静岡県</u> 、 <u>三重県</u> 、 <u>牟岐</u> 及び <u>室戸</u>	0000～2400

127 A 1 A 12, 429 k H z 又は12, 858 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
青森県、 <u>釜石</u> 、 <u>いわき</u> 及び <u>宮城県</u>	0000～2400

128 A 1 A 12, 431. 5 k H z 又は13, 024. 5 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
稚内、 <u>釧路</u> 、 <u>函館</u> 及び <u>小樽</u>	0000～2400

129 A 1 A 12, 436 k H z 又は12, 880 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
<u>沖縄県</u>	0000～2400

130 A 1 A 12, 436 k H z 又は12, 704. 5 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
<u>鹿児島県</u>	0000～2400
119 A 1 A 12, 423 k H z、12, 444 k H z 又は12, 832. 5 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
<u>茨城県及び千葉県</u>	0000～2400
[削る]	
120 J 3 E 16, 459 k H z 又は17, 341 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
<u>鳥取県、小木及び仙崎</u>	0000～2400
121 J 3 E 16, 372 k H z 又は17, 254 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
<u>青森県、釜石及び福島県</u>	0000～2400
122 J 3 E 16, 390 k H z 又は17, 272 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
<u>根室及び釧路</u>	0000～2400
123 J 3 E 16, 405 k H z 又は17, 287 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
<u>青森県、釜石及び福島県</u>	0000～2400
124 J 3 E 16, 417 k H z 又は17, 299 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
<u>油津、鹿児島県、長崎県及び沖縄県</u>	0000～2400
125 J 3 E 16, 429 k H z 又は17, 311 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
<u>千葉県、静岡県、牟岐及び室戸</u>	0000～2400
126 J 3 E 16, 444 k H z 又は17, 326 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	

海岸局名	通信時間
<u>鹿児島県及び長崎県</u>	0000～2400
131 A 1 A 12, 423 k H z、12, 444 k H z 又は12, 832. 5 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
<u>茨城県、千葉県、三崎及び和歌山県</u>	0000～2400
132 F 1 B 12, 477 k H z、12, 480 k H z、12, 579. 5 k H z 又は12, 582. 5 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
<u>釧路、小樽、宮城県及び三崎</u>	0000～2400
133 J 3 E 16, 459 k H z 又は17, 341 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
<u>鳥取県、小木及び新潟</u>	0000～2400
134 J 3 E 16, 372 k H z 又は17, 254 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
<u>青森県、釜石、いわき及び宮城県</u>	0000～2400
135 J 3 E 16, 390 k H z 又は17, 272 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
<u>稚内、根室、厚岸、釧路、広尾、日高、函館、余市及び小樽</u>	0000～2400
136 J 3 E 16, 405 k H z 又は17, 287 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
<u>青森県、釜石、いわき及び宮城県</u>	0000～2400
137 J 3 E 16, 417 k H z 又は17, 299 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
<u>臼杵、油津、鹿児島県、長崎県及び沖縄県</u>	0000～2400
138 J 3 E 16, 429 k H z 又は17, 311 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
<u>千葉県、三崎、静岡県、三重県、和歌山県、牟岐、室戸及び深浦</u>	0000～2400
139 J 3 E 16, 444 k H z 又は17, 326 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	

海岸局名	通信時間
鳥取県、小木及び仙崎	0000～2400
127 J 3 E 16, 432 k H z 又は17, 314 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
根室及び釧路	0000～2400
128 J 3 E 16, 438 k H z 又は17, 320 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
千葉県、 <u>静岡県</u> 、 <u>牟岐及び室戸</u>	0000～2400
129 J 3 E 16, 480 k H z 又は17, 362 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
<u>油津</u> 、 <u>鹿児島県</u> 、 <u>長崎県</u> 及び <u>沖縄県</u>	0000～2400
130 A 1 A 16, 620 k H z 、16, 641 k H z 又は16, 976. 8 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
<u>静岡県</u> 及び <u>室戸</u>	0000～2400
131 A 1 A 16, 626 k H z 又は17, 132 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
<u>釜石及び福島県</u> [削る]	0000～2400
132 <u>A 1 A 16, 623 k H z</u> 又は17, 180 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
<u>沖縄県</u>	0000～2400
133 [略]	
134 A 1 A 16, 620 k H z 、16, 641 k H z 又は17, 231 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
<u>茨城県</u> 及び <u>千葉県</u> [削る]	0000～2400

海岸局名	通信時間
鳥取県、小木及び <u>新潟</u>	0000～2400
140 J 3 E 16, 432 k H z 又は17, 314 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
<u>稚内</u> 、 <u>根室</u> 、 <u>厚岸</u> 、 <u>釧路</u> 、 <u>広尾</u> 、 <u>日高</u> 、 <u>函館</u> 、 <u>余市</u> 及び <u>小樽</u>	0000～2400
141 J 3 E 16, 438 k H z 又は17, 320 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
千葉県、 <u>三崎</u> 、 <u>静岡県</u> 、 <u>三重県</u> 、 <u>和歌山県</u> 、 <u>牟岐</u> 、 <u>室戸</u> 及び <u>深浦</u>	0000～2400
142 J 3 E 16, 480 k H z 又は17, 362 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
<u>臼杵</u> 、 <u>油津</u> 、 <u>鹿児島県</u> 、 <u>熊本県</u> 、 <u>長崎県</u> 及び <u>沖縄県</u>	0000～2400
143 A 1 A 16, 620 k H z 、16, 641 k H z 又は16, 976. 8 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
<u>静岡県</u> 、 <u>三重県</u> 、 <u>牟岐</u> 及び <u>室戸</u>	0000～2400
144 A 1 A 16, 626 k H z 又は17, 132 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
<u>青森県</u> 、 <u>釜石</u> 、 <u>いわき</u> 及び <u>宮城県</u>	0000～2400
145 A 1 A 16, 628. 5 k H z 又は16, 942. 8 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
<u>稚内</u> 、 <u>釧路</u> 、 <u>函館</u> 及び <u>小樽</u>	0000～2400
146 <u>A 1 A 16, 633 k H z</u> 又は17, 180 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
<u>沖縄県</u>	0000～2400
147 [同左]	
148 A 1 A 16, 620 k H z 、16, 641 k H z 又は17, 231 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。	
海岸局名	通信時間
<u>茨城県</u> 、 <u>千葉県</u> 、 <u>三崎</u> 及び <u>和歌山県</u>	0000～2400
149 F 1 B 16, 683. 5 k H z 、16, 718 k H z 、16, 807 k H z 又は16, 841 k H z の電波を使用する無線局	

135 J 3 E 18,822 k H z 又は 19,797 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
油津	0000～2400

136 J 3 E 22,030 k H z 又は 22,726 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
油津、鹿児島県、長崎県及び沖縄県	0000～2400

137 J 3 E 22,042 k H z 又は 22,738 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
青森県、釜石及び福島県	0000～2400

138 J 3 E 22,045 k H z 又は 22,741 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
千葉県、静岡県、牟岐及び室戸	0000～2400

139 [略]

140 J 3 E 22,072 k H z 又は 22,768 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
根室	0000～2400

141 [略]

142 J 3 E 22,090 k H z 又は 22,786 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
根室	0000～2400

143 J 3 E 22,099 k H z 又は 22,795 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
千葉県、牟岐及び室戸	0000～2400

144 J 3 E 22,102 k H z 又は 22,798 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
釧路、小樽、宮城県及び三崎	0000～2400

150 J 3 E 22,030 k H z 又は 22,726 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
油津、鹿児島県及び長崎	0000～2400

[新設]

152 J 3 E 22,042 k H z 又は 22,738 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
青森県、釜石、いわき及び宮城県	0000～2400

153 J 3 E 22,045 k H z 又は 22,741 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
千葉県、三崎、静岡県、三重県、和歌山県、牟岐、室戸及び深浦	0000～2400

154 [同左]

155 J 3 E 22,072 k H z 又は 22,768 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
稚内、根室、厚岸、釧路、函館及び小樽	0000～2400

156 [同左]

157 J 3 E 22,090 k H z 又は 22,786 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
稚内、根室、厚岸、釧路、函館及び小樽	0000～2400

158 J 3 E 22,099 k H z 又は 22,795 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

海岸局名	通信時間
千葉県、三崎、静岡県、三重県、和歌山県、牟岐、室戸及び深浦	0000～2400

159 J 3 E 22,102 k H z 又は 22,798 k H z の電波を使用する無線局の通信時間割は、次のとおりとする。

